

消費税改正に伴う、水道料金および下水道使用料について

令和元年10月から、消費税率が8%から10%になる予定とされています。消費税の増額に伴い、**水道料金**および下水道使用料が値上げになります。

なお、9月の使用量は消費税の改正前です。10月使用料金は消費税8%となります。

**よって、消費税10%は、10月の使用量に基づく11月の使用料金からとなります。**

① 例) 水道料金の場合

基本料金 10m<sup>3</sup>まで

口径	税抜額	現行 (消費税 8%)
13mm	<u>1,500円</u>	1,620円
20mm	<u>1,950円</u>	2,100円
25mm	<u>2,550円</u>	2,750円
30mm	<u>3,150円</u>	3,400円
40mm	<u>4,500円</u>	4,860円
50mm	<u>7,500円</u>	8,100円
75mm	<u>10,500円</u>	11,340円

消費税改正後 (消費税 10%)
<u>1,650円</u>
<u>2,140円</u>
<u>2,800円</u>
<u>3,460円</u>
<u>4,950円</u>
<u>8,250円</u>
<u>11,550円</u>

超過料金 150円

(基本料金+超過料金) × 消費税

この時10円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てる。

② 例) 下水道料金の場合

◎下水道料金 (1ヶ月分)

区分	料 金				消費税
	基本料金		超過料金		
	排水量	料金 (A)	排水量	(B) m <sup>3</sup>	
一般排水	10m <sup>3</sup>	1,200円	30m <sup>3</sup> まで	130円	8% <small>10月の使用量に基づ ＜11月の消費税</small> ↓ 10%
			50m <sup>3</sup> まで	140円	
			100m <sup>3</sup> まで	150円	
			100m <sup>3</sup> 以上	160円	
特定排水			750m <sup>3</sup> 以上	210円	

※1 但し、その金額に10円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てる。

※2 汚水マスが2個の場合は基本料に600円を加算します。(消費税別)

※3 下水道料金計算方法

- ・ 10m<sup>3</sup>まで 基本料 × 消費税
- ・ 30m<sup>3</sup>まで {基本料 + (排水量 - 10m<sup>3</sup>) × 超過130円/m<sup>3</sup>} × 消費税
- ・ 50m<sup>3</sup>まで {基本料 + (20m<sup>3</sup> × 超過130円/m<sup>3</sup>) + (排水量 - 30m<sup>3</sup>) × 超過140円/m<sup>3</sup>} × 消費税
- ・ 100m<sup>3</sup>まで {基本料 + (20m<sup>3</sup> × 超過130円/m<sup>3</sup>) + (20m<sup>3</sup> × 超過140円/m<sup>3</sup>) + (排水量 - 50m<sup>3</sup>) × 超過150円/m<sup>3</sup>} × 消費税
- ・ 100m<sup>3</sup>以上 {基本料 + (20m<sup>3</sup> × 超過130円/m<sup>3</sup>) + (20m<sup>3</sup> × 超過140円/m<sup>3</sup>) + (50m<sup>3</sup> × 超過150円/m<sup>3</sup>) + (排水量 - 100m<sup>3</sup>) × 超過160円/m<sup>3</sup>} × 消費税

計算例) 10m<sup>3</sup>までの場合について数値を入れて計算すると以下ようになります。

(30m<sup>3</sup>まで、50m<sup>3</sup>まで、100m<sup>3</sup>まで、100m<sup>3</sup>以上の場合も同様に計算を行います。)

現行：消費税8%の場合

1200 (基本料) × 8% (消費税) = 1,296

※1より10円未満の端数については切り捨てる為、お支払いいただく金額は**1,290円**となります。

消費税改正後：消費税10%の場合

1,200 (基本料) × 10% (消費税) = 1,320

お支払いいただく金額は**1,320円**となります。